

(目的)

第1条 この条例は、特殊詐欺の被害が市民生活に悪影響を及ぼしている現状に鑑み、特殊詐欺の被害の防止(以下「被害防止」という。)及び被害者の支援に関し、本市並びに市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、有用な情報の提供その他必要な事項を定めることにより、特殊詐欺の被害を防止し、及び当該被害者を支援し、もって安心かつ安全な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

(令4条例6・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 対面することなく面識のない不特定の者を欺いた上で指定した預金口座又は貯金口座(以下「預貯金口座」という。)に現金を振り込ませる等の行為で、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺その他詐欺等(詐欺(刑法(明治40年法律第45号)第246条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。))若しくは電子計算機使用詐欺(刑法第246条の2の罪に当たる行為をいう。以下同じ。))又は恐喝(刑法第249条の罪に当たる行為をいう。)をいう。)に当たるもの及びキャッシュカード詐欺盗をいう。
- (2) オレオレ詐欺 親族を装い電話をかけ、当該親族がその勤務先の物件を横領したことによりその補填のため直ちに現金が必要であると欺き、その指定する預貯金口座に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。
- (3) 預貯金詐欺 警察官又は銀行協会等の職員を装い電話をかけ、預貯金口座が悪用されている等の虚偽の情報により人を欺き、キャッシュカード等を交付させる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。
- (4) 架空料金請求詐欺 ウェブサイトの利用の事実をねつ造し、当該利用に係る料金を請求する文書を送付して、その指定する預貯金口座に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。
- (5) 融資保証金詐欺 融資を行う意思がないにもかかわらず、当該融資の申込みを誘い、当該申込みをした者に対してあらかじめ当該融資を受けるための条件として金銭の納付を求め、その指定する預貯金口座に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。
- (6) 還付金詐欺 国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する職員を装い、医療費、税金、年金に係る保険料等の還付金その他の給付金があると欺き、その受領の手続をかたり現金自動預入払出兼用機を操作させて預貯金口座間の送金により現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺又は電子計算機使用詐欺をいう。
- (7) 金融商品詐欺 金融商品の取引等に係る虚偽の情報を提供した上で現金をだまし取る手口その他これに類する方法による詐欺をいう。
- (8) ギャンブル詐欺 ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)第2条のギャンブル等、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条第2項の加算型当せん金付証票その他の射幸行為に係る虚偽の情報を提供した上で現金をだまし取る手口その他これに類する方法による詐欺をいう。
- (9) 交際あっせん詐欺 異性との交際のおっせんに係る虚偽の情報を提供した上で現金をだまし取る手口その他これに類する方法による詐欺をいう。
- (10) キャッシュカード詐欺盗 警察官又は銀行協会等の職員を装い電話をかけ、キャッシュカードが悪用されている等の虚偽の情報を提供した上で当該キャッシュカード等を準備させ、当該キャッシュカード等を窃取する手口その他これに類する方法による窃盗(刑法第235条の罪に当たる行為をいう。)をいう。
- (11) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (12) 事業者 次に掲げる者であって、市内で事業活動を行うものをいう。
  - ア 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成19年法律第133号)第2条第1項に規定する金融機関
  - イ 自己が所有し、又は管理する土地又は建物に現金自動預入払出兼用機を設置させている者
  - ウ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者(当該貨物自動車運送事業者のための貨物運送に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者を含む。)
  - エ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)第2条第3項に規定する携帯音声通信事業者、同法第6条第1項に規定する媒介業者等及び同法第10条第1項に規定する貸与業者
  - オ 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介をする行為を業として行う者に限る。)
  - カ アからオまでに掲げる者のほか、特殊詐欺の犯行の態様に鑑み、当該犯行の手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供を業として行う者

(令4条例6・一部改正)

(運用上の注意)

第3条 この条例の運用に当たっては、市民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、被害防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 本市は、市民等、事業者及びこれらの者が組織する団体(以下「団体等」という。)に対して特殊詐欺の発生状況その他被害防止に関する有用な情報を提供するものとする。

3 本市は、被害防止に関する団体等の関心及び理解を深めるため、効果的な広報及び啓発活動を行い、及び団体等が行う被害防止に関する自主的な活動を支援するものとする。

(令4条例6・一部改正)

(市民等の責務)

第5条 市民等は、前条第2項の情報及び被害防止のための学習の機会を主体的かつ積極的に活用し、自立した消費者として、被害防止に自ら努めるものとする。

2 市民等は、自己と同一の世帯に属する者、自己の親族、近隣住民等に対し注意を喚起すること等日常生活において被害防止の対策に取り組むよう努めるものとする。

3 市民等は、本市が実施する被害防止に関する施策に協力するとともに、事業者が市民等に対し被害防止に関する注意を喚起したときは、これを踏まえた上で、適切な行動をとるよう努めるものとする。

(令4条例6・一部改正)

(事業者の責務)

第6条 事業者は、被害防止への関心及び理解を深め、並びに本市が実施する被害防止に関する施策及び市民等が行う被害防止に関する自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講じ、並びに被害防止に関する市民等への注意の喚起及び広報を行うよう努めるものとする。

(令4条例6・一部改正)

(通報等)

第7条 市民等は、次の各号のいずれか(当該市民等であって、市内に勤務先又は通学先があるものにあつては、第1号)に該当するときは、警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(1) その言動から特殊詐欺による被害を受けようとしていると疑われる者を発見したとき。

(2) 自己又は自己と同一の世帯に属する者が特殊詐欺と疑われる不審な電話、郵便物等を受けたとき。

2 事業者は、前項の通報を受けたとき又は商品等の流通若しくは役務の提供に際し、特殊詐欺による被害を受けようとしていると疑われる者若しくは特殊詐欺に係る行為を行っていると疑われる者を発見したときは、法令の範囲内で、警察官への通報その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(令4条例6・一部改正)

(被害者への支援)

第8条 本市は、特殊詐欺による被害(市外において受けた当該被害を含む。)を受け、又は受けようとした市民がその犯罪により心身に受けた重大な影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス若しくは福祉サービスが提供され、又は司法手続等においてその権利を円滑に行使できるよう必要な措置を講じるものとする。

(令4条例6・一部改正)

(県への協力)

第9条 本市は、千葉県が実施する被害防止に関する施策について必要な協力を行うものとする。

(警察との連携)

第10条 本市は、第4条第2項の規定による情報の提供若しくは同条第3項の規定による支援を行い、又は第8条の規定による措置を講じるに当たっては、千葉県警察本部及び本市の区域を管轄する警察署(以下「千葉県警察本部等」という。)との連携を図るものとする。

2 本市は、千葉県警察本部等が実施する被害防止に関する施策について、必要な協力を行うとともに、千葉県警察本部等との連携を図るものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

附 則(令和4年条例第6号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。